長和町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、婚姻に伴い新たな生活を始める世帯に対する経済的不安の軽減を図るとともに、少子化対策及び若年世代の定住促進に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長和町補助金等交付規則（平成17年10月１日規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　新婚世帯　補助金の交付を申請する日の属する年度において、婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

（２）　住居費　婚姻を機に新たに町内に住宅を購入するに要した費用又は賃借に要した費用をいう。

（３）　引越費　婚姻に伴う町内への引越しに際し要した費用をいう。

（４）　リフォーム費　婚姻に伴い居住する住宅の機能の維持及び向上を図るために行う修繕、改築及び増築、設備の更新等に要した費用をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚世帯であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　住居が町内にあり、かつ、補助金の交付の申請時に夫婦共に当該住居の所在地に住民登録があること。

（２）　補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年の前年の夫婦合計の所得が、５００万円未満であること。ただし、夫婦の一方又は双方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は当該返還に係る年間の額を当該所得から控除して算出するものとする。

（３）　夫婦の戸籍上の婚姻の日（以下「婚姻日」という。）が、夫婦の年齢が共に３９歳以下の日であること。

（４）　夫婦のいずれもが過去にこの要綱による補助、国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に定める結婚新生活支援事業による補助等、同種の補助の交付を受けていないこと。

（５）　夫婦共に町税等を滞納していないこと。

（６）　夫婦共に長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助区分等）

第４条　補助金の補助区分、補助対象経費等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
| 補助区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 住居費 | 取得 | 婚姻日前１年以内又は婚姻日以降に契約した住宅の取得に要する費用（建物の購入費に限る。） | １０分の１０ | ３０万円。ただし、婚姻日における夫婦の年齢が共に２９歳以下であるときは、６０万円 |
| 賃貸 | 住宅の賃借に要する費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けているときは、当該住宅手当の支給額を除く。） |
| 引越費 | 婚姻日前１年以内又は婚姻日以降に生じた引越業者及び運送業者による家財の運搬に要する費用 |
| リフォーム費 | 婚姻日前１年以内又は婚姻日以降に契約した住宅機能の維持及び向上を図るために行う住宅の修繕、改築及び増築、設備の更新等に要する費用 |

２　前項の規定にかかわらず、住居費のうち住宅の取得に要する費用及びリフォーム費については、補助限度額を超えて費用を要した場合は、１０万円を限度に当該超えた費用を補助金の額に加算することができるものとする。

３　第１項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長和町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付し、７月１日から翌年３月３１日までの間に提出するものとする。

（１）　婚姻日を証する戸籍謄本の写し又は市区町村の婚姻届受理証明書

（２）　住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）

（３）　申請日時点における新婚世帯の最新の所得証明書

（４）　新婚世帯の納税証明書

（５）　誓約書（様式第２号）

（６）　勤務先の住宅手当支給証明書（様式第３号）又は離職票の写しその他離職したことを確認できる書類（住宅を賃借している場合に限る。）

（７）　住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の取得に要する費用の補助の場合に限る。）

（８）　住宅の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の賃借に要する費用の補助の場合に限る。）

（９）　引越しに要した費用の領収書の写し等支払額を証明できる書類（引越しに要する費用の補助の場合に限る。）

（１０）　リフォームの工事請負契約書等の写し及び領収書等支払額を証明できる書類（リフォームに要する費用の補助の場合に限る。）

（１１）　貸与型奨学金の返還額を確認できる書類（第３条第２号ただし書に規定する要件に該当する場合に限る。）

（１２）　その他町長が必要とする書類

（交付決定及び額の確定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金交付の決定及び補助金額の確定をし、長和町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第７条　町長は、前条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金額の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。

（３）　その他町長が不適当と認める行為があったとき。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。